

事務局通信

〒151-0053

東京都渋谷区代々木 2-39-7 メゾン代々木 201 号

TEL03-3299-5276 FAX03-3299-5275

通信編集 zaitakubu-hoshinren@ion.ocn.ne.jp

ホームページアドレス <http://www.hoshinren.jp>

228 号

2022 年 4 月 18 日

一般社団法人

鍼灸マッサージ師会

当会ホームページに皆様の治療院を掲載しませんか？

現在の主流であるグーグルマップからの検索、スマホ検索に重点を置いた設計に成って居ります。

そこから皆様の治療院のホームページが閲覧できる仕組みです。

非常に検索しやすくアピールに繋がります。

そして、当会に所属している先生の治療院という事で信頼性アップにもつながります！

当会公式サイト URL→<http://www.hoshinren.jp> トップページ治療院紹介をクリック。

(事務局長 清水鏡晴)

定期総会の開催日、会場がきまりましたのでお知らせします。

一般社団法人鍼灸マッサージ師会

令和 3 年度 第 19 回定期総会

開催日

令和 4 年 6 月 19 日 (日)

会 場

YCC 代々木八幡

コミュニティーセンターホール

(ホールは 184 名定員の大きな会場です)



体験治療再開へご協力をお願い

コロナ禍により体験マッサージが中断していましたが、会場が利用できるようになり

千駄ヶ谷社教館の和室で再開いたします。

月一回、第 3 木曜日の午後 1 時～4 時の 3 時間を予定していますので、NPO 法人東洋医療を考える会の事務局に登録していただき、施術者としてのご協力をお願いいたします。

(理事 山口充子)

健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会報告

国民の会副会長 高橋養藏

国民の会は【健康保険で、いつでも誰でも、安心して「はり・きゅう治療」及び「あん摩マッサージ指圧治療」を受診できるようにすることをめざす】として、2013年6月9日からスタートして9年目を迎えました。

国民健康保険法第87条にもとづき、厚生労働省通知で行われている受領委任払い制度では、国民が「はり、きゅう、あん摩、マッサージ、指圧治療を」を受けたくても、厚労省通知で制限されて希望どおりには受療できません。

当面、療養費の不支給に対して、不服審査請求の運動をおこなったり、厚生労働省が出す通知で医師の治療と同時に行うことを禁止している「併給禁止」、医師が好意的に発行してくれる同意書に、保険者がいろいろと言いがかりをつけて、不支給にするなどの問題が多くなると思われます。

同意書でなく診断書だけにするなどの運動に取り組みながら、根本的な問題解決のために、第87条の療養費の適用でなく、健康保険法第4章保険給付の第52条（保険給付の種類）の中に明文化することが必要ではないでしょうか。（高橋の一案です）

法改正です。国会議員に働きかけ検討してもらうため、国会への請願運動に取り組んでいます。

昨年ネット署名の取り組みもはじめました。現在、政府は、医療費も含めた社会保障費削減を進めている状況ですから、粘り強い運動を勧めましょう。

3月17日（木）国民の会役員会が行われました。（毎月第3木曜日開催）

出席者 兵庫から藤岡氏、加藤氏、大阪から坂田氏、徳氏（ライン参加）東京から高橋（ライン参加）

議題 1 各地の活動報告

大阪 坂田さんから、ネット署名の報告がありました。89筆集まっています。

兵庫 加藤さんから、組合健保の不支給が多くなっている。協同組合の役員会が各保険者と交渉する準備を進めている。

東京 高橋から、清水代表理事が取り組んでいるマッサージ不支給再審査請求に対して、審査会の不裁決の決定につき、報告会が2月27日（日）に行われた。

議題 2 第9回定期総会の件 日時 令和4年6月12日（日） 会場 尼崎中小企業センター

13時30分～14時30分定期総会、14時30分～講演会、コロナウイルスの後遺症を診察している医師の報告

東京都
武蔵野市
小金井公園
4月2日



セミナー報告

講師 上田孝之氏「業界が目指すべき“生き残り戦略は”自費診療だ」

2022年3月10日（水）

東京ビックサイト南展示場セミナー会場

2022年4月3日 学術部 荒木文雄

現状報告として上田氏より、数年前から業界の動向が、厚労省や各保険組合の不正請求の抑止策キャンペーンや、受領委任後の償還払いへの移行などが目立ってきたという認識の下に、今後の柔整、「あはき」業界の方向性としてつぎのような問題を指摘した。

1 療養費の取り扱い減少は避けられない。

- イ）柔整業界——弾圧を受けて弱体化し、毎年100億円減少となるだろう。
- ロ）鍼灸業界——今後、療養費は頭打ちとなる。
- ハ）あん摩マッサージ指圧業界——往療廃止で減少になる。
- ニ）保険者、各保険組合——財政悪化に歯止めがかからず保険組合の解散が増加する。

2 新規開業抑制策

- イ）実務経験が必要。
- ロ）研修の受講による開業抑制。

3 あはき師養成学校の廃校が増加する。

- イ）視覚障害者の權益を守る。19条裁判で争われたが、2022年2月7日の判決で晴眼者の新規学校開設が敗訴となり、按摩、指圧、マッサージ師免許が晴眼者の手から離れてしまった。
- ロ）しかし、視覚障害者は減少が続いている。
- ハ）本来は視覚障害者の生活を保護するのは福祉の役割りではないのか。
- ニ）あん摩マッサージ指圧業も医業である。
- ホ）江戸時代の封建制の時代、福祉制度が十分機能しないときに、視覚障害者の生活保障のために設立されたが、いまだに継続している。
- ヘ）あん摩マッサージ指圧師免許や職業の将来を考えたときに、現状でよいのか、自滅の道に向かうのではないか¹⁾
- ヘ）無資格のリラクゼーション業は拡大している。

4 償還払いは増加、拡大している。

各保険者や保険組合の委任払いより、償還払いへの移行で患者の不利益は増加している。長い目で見れば自分の首を絞めることである。

5 無資格者の野放し

行政府の各保健所や警察などは無資格者のリラクゼーション業や整体、エステ等を取り締まる意思はない。以前、私の妻が保健所に相談した時の返答が「職業選択の自由がありますから」だった。

しかし、これが医師会の逆鱗に触れるとすなわち、弾圧、摘発である。明確なダブルスダンダートであろう。

広告規制についての動向

- 1) 基本的に告示されたもの以外は、すべて駄目である。
- 2) 現在「あはき師、柔整師等の広告に関する検討会」で議論検討されている。
- 3) 広告ガイドライン作成が現在中断している。13名の構成員に直接反論した。
- 4) 「診」の文字を使用させたくないようである。
- 5) あはき法で全ての医業類似行為を禁止したい。
- 6) 現状も将来も無資格者の医業類似行為の解決不能の状態は続く。
- 7) 治療という名称を使用させないというとなんかというとなんかというとなんかという。正に言葉狩りという理不尽さである。

今、この業界に必要なことは何か!!

- 1) それは政治力である。立法府の超党派の支援体制で横暴な行政を追求、是正して、真意に国民、患者のために、公正で民主的な医療体制を目指すべきである。
- 2) そのためには、国民、患者の広い理解と支援が必要とされている。



あはき療養費の令和4年改定の基本的な考え方（案）について

令和4年4月10日 代表理事 清水一雄

あはき療養費の改定が令和4年中にあはき療養費検討専門委員会にて検討され、厚労省通知として発出される予定です。あはき療養費の令和4年改定の基本的な考え方（案）について厚労省ホームページに掲載中です。是非確認してください。

【ご意見要望は事務局まで】

おかしいことはおかしいと声を上げることはとても大切なことで、より良い改善につながります。受領委任になってからの取り扱いで問題に感じられることは

- ① 受領委任になっているのに、償還払いの保険者裁量を何故認めているのか。
- ② 同意書に診察日の欄を設け同意日との期間の隔たりによっては、医師の診断を無視してまで何故不支給になるのか。
- ③ 簡単にできる受領委任取り扱いをせず、ややこしい通知内容にするため多様な保険者解釈が生じるため返戻の増大化につながっている。

【療養費申請は手間暇が掛かる割には患者の為になっていない】

どのようなことがあっても患者の為になる医療が原則であり、邪魔をするような厚労省通知になっていくようでは許せないことです。

1. あん摩マッサージ指圧はあん摩マッサージ指圧師の裁量でなければならない

マッサージ療養費において、あん摩マッサージ指圧は右手が痛ければ右手をマッサージという部位に拘って行うのではなく、全身からバランスの狂いを診て行う医療であり、医師に施術部位の指定をさせるべきものではありません。

①あん摩マッサージ指圧師の裁量を無視

昭和25年に発せられた厚生省通知保発4号で医師の同意書という縛りを設け、マッサージの部位を医師に指定させてというのが旧態依然70年以上拘束し続けている。

②マッサージ部位指定を行わずに包括的ということについて

その中身は同意書の内容実績に基づき、部位ごとに統計的に決めようとしているだけであるので「包括」には中身が感じられない。

全身を診るということは「あはき法」において問診、視診、触診が最も重要なことです。これら重要項目が全く考慮されず単に施術するという行為に部位単価が設定され、そこに金額だけの陣取り合戦にて包括化という言葉が使われているのみである。医療としての包括化を検討すべきです。

③マッサージに初検を算定すべき

現状マッサージ療養費のあり方は、患者と初対面していきなりマッサージしなさいという決め方をしている。実際はそうはいかない。「あはき法」でのカルテの作成、病歴、病状を伺い施術に入るのではなく、視診と触診を行い病状にふさわしい施術をすることになり、はり・きゅう共に初検は同様である。

【結び】

- ①はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧は奥の深い手技療法であり、これからを担う若い人材が育つような形づくりをしなければなりません。
- ②健康保険で適材適所の医療が受けられないのは患者にとって不幸なことであり、受けさせないように

している医療行政であれば残忍なことです。

- ③はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧を受けてよいという診断書が出れば療養費を支給出来るようにする。
- ④施術料 1 回 1,500 円程度で開設して成り立つのかという問題です。1 人の患者 30～40 分時間要したとして施術料 4,000 円が妥当である。それをベースにして訪問施術の場合は往療料をプラスするということです。

東京都後期高齢者医療広域連合のアンケート調査 その 3

2022 年 4 月 橋本利治

前回、柔整過誤返還金 151,966 円、あはき過誤返還金 6,045,791 円の話をしました。

そして申請には根拠を持って申請することを述べました。それはアンケート調査があり、疑義の問い合わせがあったとしても確信をもって返答すると解説しました。

あはき師会が会員の申請を援助するためには疑義に対して根拠がないと援助ができません。

かつて柔整師では不正請求がクローズアップされて社会的問題となりました。

これに対して柔整師が団結して戦うべきだったと思います。不正の温床は何かを社会に問いかけるべきであったと思っています。施術者の倫理観の問題はもちろんありますが、それだけではありません。

今回調べていて（適正化）のキーワードで東京後期保険者は「適正化」のためなら、人権侵害でもできるとして第 3 回目の調査を実行しました。

それに異議を唱えたので保険者もそれを認めました。私たちは人権侵害とは、いついかなる時でもあってはならないと叫ばなければなりません。今回の保険者アンケート調査では柔整の不正摘発で還付金徴収と不正キャンペーンに成功しました。

その手口で、今度は「あはき」師に対して調査の強化をし始めています。それを許すことはできません。

（わからない場合は事務局へ問い合わせてください、事務局では会員の立場に立ってアドバイスしています）

さらに患者様が認知症などにより、アンケートの回答が不正確でこちらが正確であったとしたら、保険者はどちらを選ぶのでしょうか。

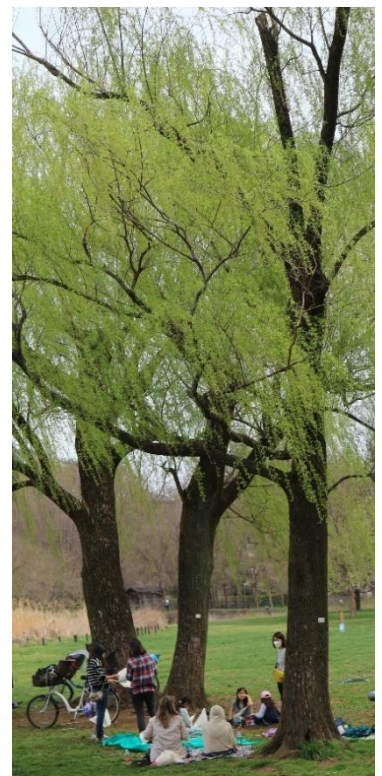
療養費削減ありきとしたら、当然患者優先として不正請求とされてしまうのでしょうか。

申請過誤摘発とは

保険者がアンケート調査をして申請過誤かどうかを保険者はどのように判断するのでしょうか。

申請過誤なら療養費返還です。しかし過誤でないなら返還の必要はありません。ではどのようにして過誤を見分けるのでしょうか。

その回答は東京後期の療養費給付課から文書で回答をいただいて居ます。それには「照会時、施術所への確認から申請書の誤りが発覚した場合は返還請求を行います。



（やなぎ芽吹く野川公園 4 月 2 日）

また、施術所の施術録の内容等から被保険者の誤りであると判明した場合は、この確認をもって調査

を終了いたします。被保険者への追加調査は行いません」とのことです。

つまりここでも、申請の根拠（この場合は施術録等）が必要となり、それさえあれば恐れることは無いということになります。

一番の問題は過誤請求を無くすことです。それが無くなればそれを根拠に「過剰な調査は控えるべきではないか」との要請を行うことは可能です。（現実にはゼロにすることはできないかもしれませんがわれわれ施術者も訴えなければなりません。そうすればできるのではないかと考えています。）

そのようになれば、柔整の轍を踏むことなく、あはきの正当性を発信することができるのではないのでしょうか。皆さんとわたしたちの会が情報共有して、不合理なことは不合理であると発信することそれが私たちの業界の発展につながります。

追伸

この原稿を書き終えた後 3 月 4 日に社会保険審議会では今年度の医科の診療報酬改定率が決定されました。医科の改定率が私たち療養費の改定率に直接関係していることはご存知のとおりです。

厚労省の HP で今年度の改定率は医科 0.43%と決定したと発信されています。

よって療養費は 0.215%になると思われます。この改定率は次回の鍼灸マッサージ部会で報告され単価が決まると思います。（この改定率というのが良く分からないのですが・・・）

前号では審議会の資料からのシミュレーションでマッサージ 1,305 円以上 変形徒手矯正術 3,200 円以上と予想しましたがこの改定率がどのように影響するのかしっかり監視しなければなりません。

厚労省は「医療保険財源が枯渇しています財政破綻しないために平等に我慢してもらっています。ご理解ください」と説明されるのでしょうか。

これは私的な推測ですのでこの予想が外れてより良い結果になることを祈るばかりです。

療養費の支給の抜本的改善が必要

会ではこの 1 年半の間に、二人の患者さんの不支給審査請求に取り組みました。

患者さんも不支給審査会に参加し発言するという積極的な対応でした。「あはき」を活用する医療制度への改善は、患者さんとの協力が不可欠です。患者さんの積極的な対応には感謝します。しかし、この度の不支給審査会の審査内容は驚きです。療養費の支給からの「あはき」強引な排除であり、国民の医療を受ける権利への配慮はまったく見られません。（ 監事 久下勝通 ）

1) 橋本利治氏が患者さんとともに行った不支給審査請求

橋本氏と患者さんの協力により取り組んだ不支給の問題点は、患者さんが切実に要望し、医師も治療の継続に同意しているにもかかわらず、変形徒手矯正術が不支給の取り扱いを受けたのです。

変形徒手矯正術の治療は、毎月の医師の同意が必要だという厚労省通知による取り扱いであり、別の厚労省通知では、同意書の発行には医師の診察が必要であるとの取り扱いです。

このため、変形徒手矯正術を継続して受けるためには、毎月、医師の同意が必要であり、そのため診察も受けなければならない取り扱いです。一人で行動できない障害者やそのご家族には大きな負担となります。

医学的根拠のない厚労省通知で不支給処分

患者さんは不支給審査会に出席して、自分の病状について発言をしています。

「私は脳性麻痺 1 級です。生まれつきの障害です。私の右手は麻痺があるためほとんど使えません。何もしないと右手は固くなってしまって痛くてたまりません。そのため、毎週自宅に来てもらってマッサージを受けています。マッサージを受けたときは、右手が軽くなったような気がします。少しは動くようになります。」

生まれたときより、障害を抱えて懸命に生きる患者さんの発言を聞けば、あん摩マッサージ指圧師の治療を必要とすることは明白です。

この患者さんの変形徒手矯正術の治療継続のため、毎月、医師の診断が必要でしょうか？

患者の診断を行う医師の判断、患者の治療を行うあん摩マッサージ指圧師の判断が尊重されるべきでしょう。

橋本さんは厚労省に対し、変形徒手矯正術の治療には、毎月医師の診断を必要という医学的根拠について情報の開示を請求したのですが、そのような情報はないという回答なのです。

医学的根拠のない厚労省通知により、変形徒手矯正術が不支給にされるという、患者の権利を無視する療養費支給の問題点が明らかにされました。

何よりも通知が大事だという不支給審査

ところが、不支給処分の審査を行う東京都国民健康保険団体連合会の審査会は「審査請求の審査は、保険者が厚労省の指示に従って処分したかどうかを審査するものである」というのです。

通知が何より大事「通知の医学的根拠」や「通知の機械的な適用では患者の医療を受ける権利を妨げる」というような問題は無視する審査でした。

橋本さんは審査会について 216 号の投稿で次のように言っています。

「封建制の時代、荘園領主が御札書きによって領民に有無を言わず統治していた時代と何ら変わらないことを思い出させるものでした。

なんら根拠を説明できないにもかかわらず、不支給にしたり、受領委任を認めるがその中身はいつでも拒否でき、償還払いにできる制度であったということです。

そして更には、保険者もこの制度に縛られていてどうしようもないことです。(例外はあるとしても……)」



2) 清水一雄氏が患者さんとともに行った不支給審査請求

患者さんは脊柱管狭窄症の治療を受けている医師より同意書の提出を受けて、下肢や肩の疼痛やこりの改善のため清水氏の治療を受けたのです。

令和 2 年 1 月 7 日付の施術者の施術報告書が医師へ提出され、令和 2 年 1 月 21 日医師の同意書では、左右の肩関節および股関節の拘縮、軀幹、上肢、下肢の筋萎縮を認め、全身のマッサージ治療、上肢、下肢の変形徒手矯正術の治療の必要な事を示しているのです。

この医師の同意書の提出を受けて行われた治療について、6 月になり保険者が筋麻痺、関節拘縮の症状があるかの調査を行い、この保険者の調査に対する医師の回答を根拠に不支給にしたのです。

不支給を作り出すかのような 保険者から医師への問い合わせ

問い合わせ1、関節拘縮についての医学的所見についての問い合わせです。

関節拘縮についての医師からの文書による回答は、「腰部脊柱管狭窄症によるしびれ感、腰痛、下肢痛を認めます。変形性関節症による両膝、両肩の可動制限は認めるかもしれません。」

これを納得しない保険者が、電話により電話担当者を通じて、「関節拘縮は無い」との医師の回答を得た、という保険者の見解です。

問い合わせ2、「あん摩マッサージ加療によりみられる治療効果について、医学的に見た先生のご意見をご教授ください」との問い合わせです。これに対する医師の回答は「不明です。本人曰く、施術により体調の維持を図る目的とのことでした」。

審査会は、上記の保険者の二つの問い合わせに対する医師の回答を勘案すると、患者の症状は関節拘縮に至っていない、と見るのが相当であり不支給との結論です。

都合の悪い情報は一切無視する不支給

問い合わせ1の関節拘縮について、医師が患者を診察し、両膝、両肩の可動制限、関節拘縮を認めている同意書の提出を受け、あん摩マッサージ指圧師の治療が行われたのですが、医師の同意書が無視されています。

また、治療を行っているあん摩マッサージ指圧師が提出している「施術報告書」や「関節可動域測定表」により、関節拘縮の状態が報告されていますが、これまた、理由を示すことなく無視した結論です。問い合わせ2のあん摩マッサージ加療によりみられる治療効果の問題も同様です。

あん摩マッサージ指圧治療を行わない医師に、あん摩マッサージ指圧治療の医学的効果を聞けば、不明と答える場合もあるでしょう。

治療効果は、まず、治療を行っているあん摩マッサージ指圧師に聞くべき問題です。

また、治療効果は、あん摩マッサージ指圧治療をうけている患者さんに聞くべきです。治療の継続を要望し不支給審査請求をしている患者さんの声にきちんと耳を傾けるべきです。

都合の悪い情報はすべて無視し、不支給を作り出すような保険者の調査、見解を審査会も無批判に認めている審査結果です。

3) 不支給審査からみえた「あはき」療養費の問題点

二つの不支給審査から「あはき」療養費支給の問題点が改めてあきらかにされました。

憲法が保障する国民の最善の医療を受ける権利、患者の医療選択の権利の尊重という最も重要な問題が無視されており、患者が必要とする医療を受けることができないという問題です。

政府は「あはき」及び「柔整」は、健康保険法第87条に基づく取り扱いとしています。

87条による療養費支給について、厚労省がどのように考えているか「療養費支給基準」（社会保険研究所）では次のように言っています。

法は「現金給付である療養費支給はあくまで療養の給付で果たす事の出来ない役割を補完するものである。」「療養費の趣旨は、無医村等で保険医療機関がない場合」、「あるいは保険医がいても、その者が傷病のために診療に従事することができない場合」やむを得ず保険医以外の医師の診療を受けた場合、この保険医以外の診療に「柔道整復、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師による施

術」がはいるもので、療養費を支給するというのです。

無医村で医療機関が利用できないような場合、あるいは保険医がいても傷病などで診療ができない場合には、「あはき」や柔道整復の施術を認めるというのです。しかし、戦前や戦後の一時期とは違い医療機関が充実されてきた今日、無医村のような事態は、ほとんど考えられません。

支給が考えられない87条を「あはき」「柔整」療養費支給の適用として、87条を根拠にした通達が次々に出され、「あはき」療養費支給の規制が強化されています。

厚労省通知、保険発150号が平成16年10月1日で廃止されました。

保険発150号の次の内容「なお、通知に示された対象疾患について保険医より同意書の交付を受けて施術を受けた場合は、本要件を満たしているものとして療養費の支給対象として差し支えないこと。」

平成9年12月1日出された保険発150号通知の一部分、医師の同意書の提出を受けた場合は、療養費支給の要件を満たしている、「あはき」療養費を支給する、という通知が、その後「あはき」療養費の支給増加、健康保険による治療の広がりにより一定の役割をはたしました。

厚労省通知保険発150号は岸イヨさん鍼灸裁判もその一翼を担いましたが、国民の運動により引き出した通知でした。受領委任による「あはき」療養費削減にどう対応するのか、鍼灸裁判も振り返り検討しなければと思います。

事務局中

中野郁雄

二年以上前に「毎日」の話題に明け暮れ
ておりました。最近ではどうなっている
のでしょうか。

一人の愚者の為には世の善い善良な市民が
悲しみのどん底に追いやられていく。

勝手な理由をつけて隣国に侵攻し、美しい
歴史と文化と芸術の町を廃墟とし、大切な人を
無差別に殺傷して、その果敢を許す事は
出来ないとだろ。

戦争は勝った方が負けた方から必要なものを
奪うのが常識であらう。

一方的に侵略されても、負ければ侵略者の有利な
条件で停戦となりかねない。

実に不合理的な話である。

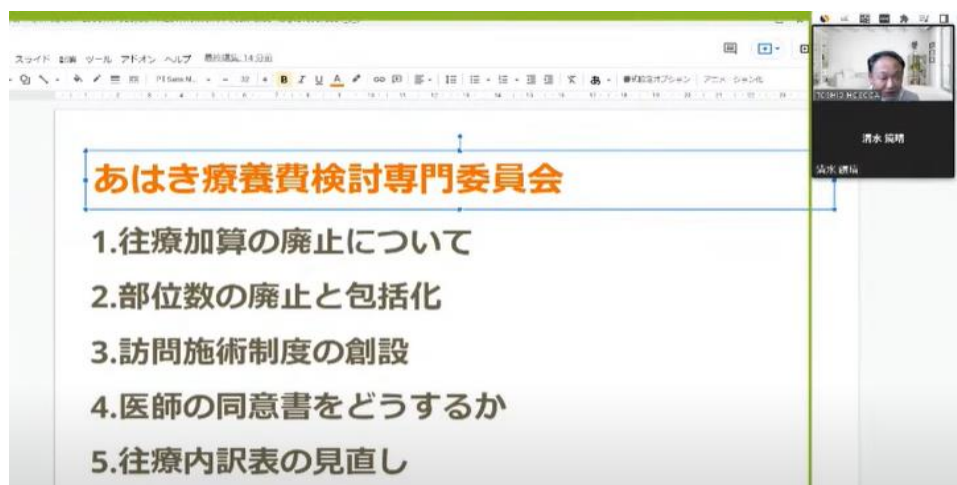
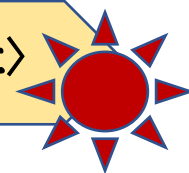
人類は今迄に多くの戦争を経験し、その愚かさを
十分に学習して来たはずなのに、この二千年に
なつた今、時代に逆行する、如く戦争に突入した
愚かな独裁者は万死に値する。

武器を持つ隣国に押入、隣人を殺傷して、人に
都合のよい解決は無理だろう。

こころも武器で威嚇する大要があると思ふが
や三次世界大戦を恐れて、うさぎと踏んづける。

狂人は常識の道に、相手ではない、どうする……

会員の個人活動 〈YouTube「朝活」の動画配信始めました〉



(ユーチューブ動画の一コマです)

◎4月1日金曜日 6:00～「朝活の会」を開始しました。

今回は、オリエンテーションということで、朝活の目的 今後の流れなどを説明いたしました。

<https://www.youtube.com/watch?v=hwFZa1XNCI0>

このアドレスはサークルスクエアの会員サイト「掲示板」に張り付けてありますので、会員サイト未登録の方は是非登録して動画を楽しんでください。

◎4月8日金曜日「朝活の会」に清水鏡晴事務局長が参加しました。

2月22日の往療加算の廃止などを検討した「あはき療養費検討専門委員会」の内容について、清水事務局長に解説していただきました。 <https://www.youtube.com/watch?v=t664-kACyOU>

会員の皆様へ朝6:00でなくても拝見できます。質疑応答に参加するには朝6時から参加してください。

是非とも視聴して動画を盛り上げませんか。細田稔夫先生に励ましのメールや問い合わせ、取り上げて欲しい内容などは、メールアドレス：poso1922@gmail.com 事務局長、清水鏡晴より

体験治療再開へご協力をお願い

理事 山口 充子

あん摩マッサージ指圧治療のすばらしさを実際に体験してもらい、「あはき」利用者を広げていくことを目的に体験治療に取り組んでいます。

コロナ禍により体験マッサージが中止状態でしたが、会場が利用できるようになり、3月から千駄ヶ谷社教館の和室で行うことになりました。4名の希望者に岩下先生が応じていただき、山口が連絡・受付に対応しました。治療体験希望者には「NP0 東洋医療を考える会」へ会員または賛助会員として入会をお願いし、体験治療資料代とし1000円をいただくことになりました。

あん摩マッサージ指圧治療、はり・きゅう治療の健康保険による受診は規制が強まるなか、患者のみなさんの理解が大切です。体験治療の交流により、治療のすばらしさ、健康保険の利用についても理解を広げていければと思います。

今後千駄ヶ谷社教館だけに限らず身近なところで増やしていけたらと願っていますのでみなさまのご協力をお願いいたします。体験治療の事業は、施術者の会員にはボランティア活動として一定の費



【海江田万里の政経ダイアリー】2022. 3. 31号

◆「戦場で失ったものを交渉のテーブルで取り戻すことはできない」。欧米やロシアの外交官や政治家の胸に刻まれたいましめの言葉です。現在のウクライナとロシアの間の停戦協議に対して、米国の国防総省の報道官は「だまされてはいけない」と今後の戦火の再拡大に注意を喚起しています。停戦が近くなると戦闘はいつそう激しくなるのは歴史の常です。本格的な停戦に向かうまでに、さらに多くの市民や兵士が犠牲になるかことを想像すると、停戦協議を手放しで喜ぶことはできません。

◆国会では、2022年度予算も早々と成立し、これから「経済安保法」や「こども家庭庁設置法」などについて本格的な議論が行われますが、新年度開始を前に、私たちの生活は物価の上昇に脅かされています。ロシアの暴挙によってエネルギーや原材料、穀物などの国際価格が高騰しているところへ、「悪い円安」が追い打ちをかけ、わが国の消費者物価の上昇は、今後、さらに国民生活を圧迫します。

◆岸田総理は、3月29日、関係閣僚に対して物価高に対する緊急対策の取りまとめを指示しました。政府が経済対策を打ち出す場合、同時にその財源と歳出先を明らかにした補正予算を編成することになります。当初予算を編成する時点では、予想されなかったロシアのウクライナ侵略という事態が起きたのですから、補正予算を組むのも当然のことです。ところが、今回は、補正予算を編成しないで、新年度予算に計上されている「予備費」で対応しようとする考えが与党の一部にあります。2022年度予算に計上されている5兆円の予備費は2021年度予算の新型コロナ対策予備費と同じ金額です。この予備費を使えばいいというのですが、現段階で、新型コロナ感染症はまだ収束していません。今後、感染拡大が続いたときの備えがなくなってしまいます。

◆予備費は国会の議決を必要とせず政府が自由に使える資金です。コロナ禍前の2020年度迄の予備費は5000億円。この5000億円ですえ、かなり規模の大きい金額でした。それが昨年と今年、2年続けて予算総額の5%もの予備費が許されたのは新型コロナウイルスという人類にとって未知の感染症がわが国において猛威をふるっているからです。コロナ禍で企業や個人は何の過失もないのに、大きな経済的損失を被り、その損害に対する政府の支援策を予備費で賄うのもやむを得なかったと考えることができます。

◆今回のロシアのウクライナ侵攻に伴い、わが国の企業や個人が受けた打撃も、個々の企業、個人にとっては不可抗力のことで、それらの企業や個人に対して政府が支援を行うことは必要なことです。しかし、その財源としてコロナ対策に充てるはずの予備費を使うことは別問題です。こうした抜け道を許すことは、国会が国民から預かった税金の使い道を決めるという大きな責務を放棄することになります。

◆今年は7月に参議院選挙があり、6月15日迄の会期は延長できないという事情もあります。それでもたとえ短時間であっても国会の予算委員会を開いて、補正予算を審議すべきでしょう。2011年の東日本大震災のときのように4月末からのゴールデンウィークの休日を返上して国会を開けば、会期を延長しなくても補正予算を成立させることは十分可能です。

衆議院議員 海江田 万里

海江田万里事務所（東京都第1区）〒160-0004 東京都新宿区四谷3-11 山一ビル

TEL 03-5363-6015 Fax 03-3352-2877 e-mail office@kaiedabanri.jp





2022.4.2 発行 Vol.148

月刊

政治かわら版 牧島かれん国政報告

発信元：牧島かれん事務所

*地元事務所

*会館事務所

TEL:0465-88-3388

TEL:03-3508-7026

FAX:0465-88-4400

FAX:03-3508-3826

桜の季節、デジタル庁も新に2名職員が加入した。
予算も成立したがい、新年後も気を引き締めて取り組む。

■ デジリン（デジタル臨時行政調査会）の進捗

以前にもお伝えした「デジリン」にて作業部会の報告を総理大臣官邸で行った。河川や都市公園の巡視・点検はドローンの類々の規制についてデジタル取り締まりを使う様子を方針を示した。スマホで目視など「アログ」でしか行えないことも、政府の進展にクラウドやセンサー等を利用し確認・分析・診断することも可能にしている。本来、人が行っていた仕事を注力して、為にも下断な見直しが必要だと考えている。

■ 諸外国との連携

同じ価値観を有する諸外国と情報交換を含め連携は非常に重要だ。先月、米国エマニュエル駐日大使がデジタル庁を訪問し、意見交換した。英国、ヨーロッパ各国大使等と直接懇談している。

デジタル庁では昨年1月に初のMOC（協力覚書）をフランスと結ぶまでに。

これでも、自身自身の強みとして国際的に活動も大切にしていくが、更にデジタルの分野でも月次組会を加速させていく。皆様にとって、穏やかな春を迎えられる様に。(2022.4.1作成) デジタル大臣 牧島かれん

2022 04/02 10:50 [受付番号 64571] 図0001

R04 年 4 月

1	金	
2	土	
3	日	申請書〆切
4	月	
5	火	
6	水	
7	木	申請業務
8	金	
9	土	
10	日	NPO 理事会(10:00～12:00)
11	月	事務局通信投稿締め切り
12	火	
13	水	
14	木	
15	金	
16	土	
17	日	
18	月	事務局会議 (13:00～14:30) 直接請求説明会 (14:30～15:30)
19	火	通信発送 編集会議 (13:00～14:00)
20	水	
21	木	体験マッサージ (13:00～17:00) 国民の会役員会(18:30～20:30)WEB
22	金	
23	土	
24	日	
25	月	
26	火	
27	水	支給明細などの発送
28	木	療養費の振り込み
29	金	三役会 (14:00～16:00) 昭和の日
30	土	

R04 年 5 月

1	日	
2	月	
3	火	申請書〆切 憲法記念日
4	水	みどりの日
5	木	こどもの日
6	金	
7	土	申請業務
8	日	
9	月	
10	火	事務局通信投稿締め切り
11	水	
12	木	
13	金	
14	土	
15	日	ケアマネ会議 (10:30～12:30)
16	月	事務局会議 (13:00～15:00)
17	火	事務手数料改定説明会 (18:30～20:00) 千駄ヶ谷社教館 (会議室第一・第二)
18	水	通信発送
19	木	体験マッサージ (13:00～17:00) 国民の会役員会(18:30～20:30)WEB
20	金	
21	土	
22	日	理事会 (13:30～16:30)
23	月	
24	火	
25	水	
26	木	
27	金	
28	土	
29	日	NPO レクリエーション (神代植物公園)
30	月	支給明細などの発送
31	火	療養費の振り込み

※国民の会：健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会

※NPO：NPO 法人東洋医療を考える会